

令和7年度 京都市立池田小学校「学校いじめ防止基本方針」

I 総則

(1) 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。学校の中では、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめ対策委員会

ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等（関連機関の専門家との連携）

イ 開催時期

- ・いじめ対策委員会の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載
- ・緊急対応が必要な事案発生時は、緊急でいじめ対策委員会を実施する。

ウ 役割・取組内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有化
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・いじめの防止及び早期発見のための情報交換
- ・いじめを受けていると思われるときの適切かつ迅速な対応の検討
- ・いじめの防止等のための対策に関する措置や研修の計画

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 自己指導能力の獲得のための4つの視点を意識

- ・自己決定の場の提供…行動に責任をもつ
- ・自己存在感の感受…特性を大切にした指導
- ・共感的な人間関係の育成…尊重し理解し合える
- ・安全・安心な風土の醸成…認め合い、励まし合う

イ 学習環境の整備

- ・机、椅子、ロッカー等の整理整頓、清掃等を確実に行う。
- ・画鋲・フックなどの危険なものがいか、こまめに確認する。
- ・単元に応じて、関連する図書を整備する。関連する写真や物品を展示するなど興味・関心をもたせる工夫を行う。
- ・ICTを活用し、児童の意識を集中しやすくする。

ウ 授業改善の充実

- ・学校教育目標「学びをつなげる 友達とつながる 社会へつなげる」を具現化するため、安心感のある学級集団作りを行い、一人一人が活躍できるよう授業改善を行う。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意識的に学ぶ集団づくりの取組の推進。

エ 道徳教育、人権教育の充実

- ・人の気持ちや立場を理解し、助け合い励まし合う子の育成をめざした道徳教育の充実を図る。
- ・地域の人をはじめ様々な人と交流する体験活動を通して社会の一員として必要となる「公共の精神」を高める。
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施。

才 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・学級会活動・児童会活動・委員会活動・クラブ活動などにおいて、児童自ら課題を見出し、自分たちで考え活動する子どもの育成をめざした特別活動の充実を図る。
- ・感動体験発表「池田タイム」・集会活動・クリーンキャンペーン・学校園での野菜作り・植物の栽培・生き物飼育など豊かな情操と道徳心を培う活動を実施する。

カ 児童同士の絆づくり

- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成
- ・異学年集団による縦割り活動の充実
- ・学校行事、学級活動などを通しての人間関係づくり
- ・部活動の充実

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・登校・休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

- ・いじめアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し

(イ) 教育相談など

- ・児童と担任とのコミュニケーションタイム
- ・夏季休業前の教育相談会・個人面談等
- ・スクールカウンセラーとの連携による教育相談
- ・教育相談週間の設定

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・個人懇談会による相談機会の充実
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を学長に報告する。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織(いじめ対策委員会)で情報共有し、事実関係を把握する。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくり、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてS C、バトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪する場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携しながら対処する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること (救済)
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (回復)

ウ インターネットなどを通じて行われるいじめへの対応

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的な対応
- ・重大事態の防止
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応
- ・加害児童への指導
- ・保護者との連携
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

(4) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
(年間複数回実施予定)

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信及び啓発・協同の取組

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得る。
- ・いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて連携協力を図る。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動
- ・学校ホームページの中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。
- ・評価アンケートの結果の分析
- ・小中連絡協議会や地域生徒指導連絡協議会を通して、小中・地域間の情報共有を図る。
- ・非行防止教室の実施（スクールソーター【京都府警察】との連携）

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、速やかに、学校長は組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 重大事態が発覚したときの対応

- ・いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、地方公共団体の長に報告する。
- ・重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

重大事態として取り扱う案件は

- ・生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
が主となる。

6 年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施 や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	・生徒指導研修会 ・生徒指導委員会 ・児童共通理解			・参観 ・学級懇談会
5	・生徒指導委員会	・児童集会 ・1年生を迎える会 ・池田タイム		・学校運営協議会での説明 と共有 ・個人懇談会
6	・学級経営に関する研修 ・生徒指導委員会	・児童集会 ・池田タイム		・休日参観
7	・生徒指導委員会	・児童集会 ・池田タイム	・いじめアンケート(記名式) ・クラスマネジメントシート ・個人懇談 学校評価の実施と分析①	・個人懇談会
8	・夏季生徒指導研修 (支部・校内:未然防止) ・いじめアンケートの調査結果の情報共有			
9	・生徒指導研修 (1学期振り返り・早期発見) ・生徒指導委員会	・児童集会 ・池田タイム		・学校運営協議会での説明 と共有
10	・生徒指導委員会 ・学校評価の実施と分析	・児童集会 ・池田タイム		・運動会
11	・生徒指導委員会 ・教育相談週間	・児童集会 ・クリーンキャンペーン		・学習発表会
12	・生徒指導委員会 ・生徒指導研修会(2学期振り返り)	・人権集会 ・児童集会 ・池田タイム	・いじめアンケート(記名式) ・クラスマネジメントシート ・教育相談	・ふれあい参観 ・個人懇談会
1	・生徒指導委員会 「いじめ防止プログラムの見直し」	・児童集会 ・池田タイム	学校評価の実施と分析②	・マラソン大会
2	・生徒指導委員会 「いじめに関する記名式アンケート等の調査結果の情報共有」	・児童集会 ・性教育週間		・参観 ・学級懇談会 ・学校運営協議会での説明 と共有
3	・生徒指導年間反省 ・生徒指導研修会 (年間振り返り・発信、連携)	・児童集会 ・6年生を送る会		